

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護（居宅介護等サービス）

重要事項説明書

<R7.4.1>

お客様（お客様のご家族）が利用しようと考えている居宅介護サービス事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森 3 1 番地の 1
電話番号	0796-39-2050/ファックス 0796-39-2150
代表者氏名	会長 森脇 修
設立年月	平成 17 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所 兵庫県 2 8 1 4 7 0 0 0 4 9 号 ○居宅介護、重度訪問介護、行動援護（平成 18 年 10 月 1 日指定） ※行動援護の対象者区分は知的障害者、障害児に限ります。 ○同行援護（平成 23 年 10 月 1 日指定）
事業の目的	指定居宅介護等事業の適正な運営を確保し、介護福祉士又は、訪問介護研修修了者がお客様の意思及び人格を尊重し、お客様の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
事業所の名称	香美町社会福祉協議会香住ふれ愛介護センター訪問介護事業所
事業所の所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森 31 番地の 1
電話番号	0 7 9 6 - 3 9 - 1 2 7 5 /FAX 0 7 9 6 - 3 6 - 1 0 1 9
管理者氏名	（職名）介護福祉係長 吉田 さおり
事業所の運営方針について	事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、お客様の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次の事業を適切に行います。 1. 入浴、排泄及び食事等の介護 2. 調理、洗濯及び食事等の家事 3. 外出介護 4. 生活等に関する相談及び助言 5. その他の生活全般にわたる援助 6. 危険を回避するために必要な援護 7. 外出時における移動中の介護（視覚的情報の支援を含む）
開設年月	平成 17 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護事業 平成 17 年 4 月 1 日指定 兵庫県 2 8 7 4 5 0 0 3 4 7 号

3. 事業実施地域

兵庫県美方郡香美町内

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日、休日、12月29日～1月3日を除く）
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	24時間（年中無休）

5. 職員の体制

当事業所では、お客様に対して指定訪問介護、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定行動援護、指定同行援護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	業務内容	勤務体制
1. 管理者	1名	従業者及び業務管理を一元的に行います。	常勤兼務1名
2. サービス提供責任者	3名	利用申込みの調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。	常勤3名（介護福祉士）
3. 訪問介護員	13名		
(1) 介護福祉士	9名	居宅介護等の提供を行います。	常勤6名 非常勤3名
(2) 訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者	4名		常勤0名 非常勤4名
(3) 看護師資格	0名		非常勤0名

上記職員のうち養成研修を修了した職員	視覚障害者移動介護従事者養成研修課程修了者（12名） 全身性障害者移動介護従事者養成研修課程修了者（1名） 行動援護従事者養成研修課程修了者（4名）
--------------------	--

※ 職員は身分証明書を携行し、初回訪問時やお客様やご家族から求められた際は、いつでも提示します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」「行動援護計画」「同行援護計画」>（以下、「居宅介護等計画」という。）を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、町が決定した「支給量」とお客様の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やお客様に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、お客様やその家族に事前に説明し、同意をいただくとともにお客様の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービス区分及びサービス内容＞

I 居宅介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行ないます。
- ※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
- ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

II 重度訪問介護

障害程度区分4以上の重度の肢体不自由な方で、常時介護を必要とされる方に対し、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を行います。（官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。）

※ 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

III 行動援護

障害程度区分3以上で、知的障害等により、行動上著しい困難を有する知的障害者・障害児であって常時介護を必要とする方を対象としたサービスです。

（行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。）

IV 同行援護

（視覚障害により移動に著しい困難を有する方を対象としたサービスです。）

外出先において必要な視覚情報の支援、移動の援護、排泄・食事等の介護等を行います。

＜サービス提供の手順＞

お客様の申し込み→受給者賞の確認→重要事項説明書による説明・同意→契約の締結→身体状況の把握（関係機関との連携による）→面談・居宅介護等計画の作成→サービスの提供→サービス提供記録の整備→領収書の発行→終了

（2）お客様負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、お客様は、お客様負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

居宅介護サービス利用料金（お客様負担料金）

身体介護

30 分未満	1 時間未満	1 時間 30 分未満	2 時間未満
256 円	404 円	587 円	669 円

家事援助

30 分未満	45 分未満	1 時間未満	1 時間 15 分未満
106 円	153 円	197 円	239 円

1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上
275 円	311 円に 15 分増すごとに 35 円加算します

※ 2 時間以上のサービスにつきましては職員にご連絡ください。

※ 当時業所は、訪問介護員の質の確保やサービスの向上に取り組む事業所として「特定事業所加算」を受けています。そのため、介護給付費について通常の基準より 20% 増しの報酬を受け取っており、お客様負担料金に関してもその分を反映することとされています。したがって、加算を受けていない事業所と比較して 20% 増しの利用料金をいただきます。

※その他の加算

①初回加算 新規に居宅介護等計画を作成したお客様に対して、サービス提供責任者が計画内容を確認するため、訪問する場合の料金は 200 円になります。

②緊急時訪問加算 サービス提供責任者が、お客様やご家族から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、介護計画上に位置づけられていないサービスを 24 時間以内に行う場合の料金は、通常の料金の他に 100 円が加算されます。

③介護職員処遇改善加算（V(11)）

料金＝毎月の算定料金の 22.8%

お客様負担料金＝毎月のお客様負担料金の 22.8%

※平常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

○早朝 午前 6 時～午前 8 時まで 25% 加算

○夜間 午後 6 時～午後 10 時まで 25% 加算

○深夜 午後 10 時～午前 6 時まで 50% 加算

重度訪問介護サービス利用料金（お客様負担料金）

1 時間未満	1 時間 30 分未満	2 時間未満	2 時間 30 分未満	3 時間未満
186 円	277 円	369 円	461 円	553 円
3 時間 30 分未満	4 時間未満			
644 円	736 円			

①介護職員処遇改善加算（V(11)）

料金＝毎月の算定料金の 17.4%

お客様負担料金＝毎月のお客様負担料金の 17.4%

※4 時間以上のサービスにつきましては職員にご連絡ください。

※特定事業所加算（Ⅱ）の算定をさせていただきます。

※その他の加算につきましては、居宅介護サービスと同様です。

※平常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合の割増料金は居

宅介護サービスと同様です。

※重度障害者等包括支援に該当するお客様、障害支援区分6に該当するお客様は、お客様負担料金が異なりますので職員にご連絡ください。

行動援護サービス利用料金（お客様負担料金）

30 分未満	1 時間未満	1 時間 30 分未満	2 時間未満
288 円	437 円	619 円	762 円
2 時間 30 分未満	3 時間未満	3 時間 30 分未満	4 時間未満
905 円	1,047 円	1,191 円	1,334 円

①介護職員処遇改善加算（V(11)）

料金＝毎月の算定料金の 20.3%

お客様負担料金＝毎月のお客様負担料金の 20.3%

※特定事業所加算の該当サービスです。（加算を受けていない事業所と比較して 10%増しの利用料金をいただきます。）

※その他の加算につきましては、居宅介護サービスと同様です。

※平常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）で行うサービスです。

同行援護サービス利用料金（お客様負担料金）

30 分未満	1 時間未満	1 時間 30 分未満	2 時間未満
191 円	302 円	436 円	501 円
2 時間 30 分未満	3 時間未満		
566 円	632 円		

①介護職員処遇改善加算（V(11)）

料金＝毎月の算定料金の 22.8%

お客様負担料金＝毎月のお客様負担料金の 22.8%

※3 時間以上のサービスにつきましては職員にご連絡ください。

※特定事業所加算の該当サービスではありません。

※その他の加算につきましては、居宅介護サービスと同様です。

※平常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合の割増料金は居宅介護サービスと同様です。

※介護職員処遇改善加算は、介護における雇用と人材確保を目的として平成 21 年 4 月より実施された「介護職員処遇改善交付金」を引き継ぎ、更に令和元年 10 月の介護保険改正に伴い経験技能のある職員の処遇改善に特化し特定処遇改選加算が創設されました。香美町社会福祉協議会もこの趣旨に沿い、引き続き処遇改善に努めるべく、本会が実施する全てのサービスに算定をさせていただきます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

<2 人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

○1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、お客様の同意のもと 2 人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍のお客様負担額をいただきます。

<お客様負担額の上限等について>

○介護給付費対象のサービスのお客様負担額は上限が定められています。

○お客様のご希望により、当事業所を利用者負担額の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

<償還払い>

○事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合は、お客様に「サービス提供証明書」を交付します。

（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が

支給されます。)

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

交通費（香美町以外）	自動車使用の場合は、下記のとおりとします。 片道 10 k m 未満 1,000 円 片道 10 k m 以上 15 k m 未満 1,500 円 片道 15 k m 以上 5 k m 未満まで増すごとに 500 円加算 ※通常の実施地域を超えた地点を起点とします。
------------	---

- ② 通院介助においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)
- ③ 外出時の移動中の介護において、ホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料、参加費、食事代(1,000 円を超える分)等が必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

<お客様負担の減免について>

〔お客様負担に関する月額上限〕

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1カ月当たりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が 80 万円以下の方	0 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民課税所得割 16 万円未満 市町村民税課税世帯	9,300 円 37,200 円

(4) お客様負担額及び実費負担額のお支払い方法

利用料金は、1 カ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求月の 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 下記指定口座への振り込み
但馬銀行 香住支店 普通口座 7 1 1 2 0 4 6
口座名義 社会福祉法人香美町社会福祉協議会 会長 森脇 修
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
郵便局以外で、香美町内の金融機関に所有されるご契約者の口座から自動引き落としとするために別紙届出書の提出が必要です。
- ウ. 現金支払い

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後 5 時までに事業者

に申し出てください。

- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料をいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

- ☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びそ |
|--|

8. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉田 さおり
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、お客様にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) お客様の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令（及び香美町社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、お客様の記録や情報を適切に管理し、お客様の求めに応じてその内容を開示します。

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおい・ニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 社会福祉・介護保険施設総合保険

補償の概要 内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡ください。

11. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、お客様の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ [職名] 管理者 吉田 さおり

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

○電話 0796-39-1275/FAX 0796-36-1019

＜苦情解決責任者 [職名] 本所事業課長 上田昌司＞

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名 前	連絡先

(3) 行政機関その他苦情受付機関

香美町福祉課	所在地 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1 電話番号 0796-36-1111・FAX 0796-36-3809 受付時間 午前 8:30～午後 5:15
兵庫県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 神戸市中央区坂口通 2-1-1 電話番号 078-291-7070 受付時間 午前 8:30～午後 5:15

12. 重要事項を説明した場所・年月日・時間

この重要事項説明書の 説明場所・年月日・時間	場所			
	令和	年	月	日
		時	分	

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 香美町社会福祉協議会ふれ愛介護センター訪問介護事業所

所在地 兵庫県美方郡香美町香住区森 31-1

代表者名 森脇 修

管理者名 吉田 さおり

説明者職名 氏名 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受けたことを確認します。

お客様住所 兵庫県美方郡香美町香住区 氏名 印

代理人住所 氏名 印

<令和 6 年 6 月 1 日改定>